

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

令和六年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 会議の名称  
広島県行政不服審査会（第一部会・令和六年度第二回）
- 二 開催日時  
令和六年六月二十七日 午後二時から午後四時二十五分まで
- 三 開催場所  
広島県庁本館一階一〇一会議室
- 四 出席した委員  
横藤田委員、酒井委員、岩元委員
- 五 議事の概要
  - 1 令和四年度諮問第十二号事案について、審査関係人から行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十五条第一項の規定による口頭での意見の陳述を求める旨の申立てがあったため、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十条第六項の規定により、意見を陳述する機会を与える旨の決議を行った。
  - 2 前項の事案について、審議を行った。
  - 3 令和四年度諮問第十三号事案の審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）から当該調査結果の報告を行った。
  - 4 前項の事案について、審議を行った。
  - 5 第三項の事案について、答申に向けた審議を行い、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。
  - 6 前項の答申について、条例第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、審査会事務局において処理することを決議した。
  - 7 第五項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。